

医政発0331第104号
令和7年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の一部改正について

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについては、「歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「本ガイドライン」という。）によりお示ししているところですが、今般、別紙のとおり、一部改正しましたので、貴管下の関係団体等に対し周知いただくとともに、貴管下の歯科衛生士養成所に対する指導をお願いします。

なお、改正後の本ガイドラインは、令和7年4月1日から適用することとしますが、既に指定を受けている養成所においては、令和8年度の入学者からの適用として差し支えありません。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。